

入 札 公 告

鳴滝団地道路管理補修（舗装補修）工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成24年12月27日

和歌山県土地開発公社 理事長 下 宏

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度及び工事番号 平成24年度 管補 第 1 号
- (2) 工事名 鳴滝団地道路管理補修（舗装補修） 工事
- (3) 工事場所 和歌山市 園部・善明寺 地内
- (4) 工事概要 延長 315.4m 幅員 3.30～7.40m
アスファルト舗装（車道）t=5cm 990m²
アスファルト舗装（歩道）t=4cm 220m²
- (5) 工 期 60 日
- (6) 予定価格 4,753,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 最低制限価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 単体企業
- (9) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有
- (10) 契約の保証 要（契約金額の10%）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 海草振興局建設部、那賀振興局建設部、伊都振興局建設部又は有田振興局建設部管内に主たる営業所を有する者、又は海草振興局建設部、那賀振興局建設部、伊都振興局建設部又は有田振興局建設部管内にアスファルトプラントを自社又は共同所有している者であること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、和歌山県の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (9) 建設業法に基づくほ装工事業の許可を受けている者であること。
- (10) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書において、ほ装工事業の入札参加可能ランクがWランクであること。
- (11) 平成9年4月1日から入札書を提出した日まで元請けとして工事目的物が完成し、引き渡し完了した国、和歌山県又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注によるほ装工事業のアスファルト舗装工事の施工実績を有すること。
- (12) 和歌山県内にアスファルトプラントを自社又は共同所有している、又は平成21年4月1日以降に県内にアスファルトプラントを所有している会社と合材の売買実績を有する者であること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行う。

(2) 設計図書（仕様書）の入手方法

ア 入手申込期間 平成25年1月18日（金）午後4時まで

イ 入手申込方法

パソコンから和歌山県土地開発公社ホームページを開き、トップページ右下の「お問い合わせはこちら」をクリック。→メール送信画面が出たら、会社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記入し、「平成24年度管補第1号の設計図書を送付して下さい」と記入のうえ、送信して下さい。

折り返し、電子データで送付します。

ウ 申込先（質問書、入札書等の提出先も同じ）

〒641-0024 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号 和歌山県土地開発公社

電話073-448-1832 FAX 073-448-1836

ホームページ <http://www.pref-wakayama-ldpc.jp/>

(…………エルデーピーシー ドット ジェイピー スラッシュ)

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成25年1月7日（月）午前9時から1月9日（水）午後4時まで

イ 受付方法 質問書を持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
様式は問わないが、工事名、会社名、担当者名、電話番号を記入してください。

ウ 回答予定日 平成25年1月15日（火）

エ 回答の閲覧方法 和歌山県土地開発公社のホームページに掲載する。

(4) 現場説明は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等の提出について

ア 提出期間 平成25年1月23日（水）午前10時まで

イ 提出方法 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度、工事番号、工事名、入札者の商号又は名称を記載し、封印のうえ、提出すること。持参でも郵送でもよいが、郵送の場合は二重封筒とすること。

(2) 開札日時及び場所

ア 開札日時 平成25年1月23日（水）午前10時

イ 開札場所 和歌山県土地開発公社

ウ 開札は公開とする。入札参加者の立会自由。

(3) 入札は総価においてすること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の不成立

開札日時において、次の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。

(1) 同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札書

(2) 金額の記入がない入札書

(3) 金額を訂正した入札書

(4) 建設業許可番号が記載されていない入札書

(5) 入札書のあて先、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称、住所

又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事費内訳書を提出しない者がした入札に係る入札書
- (8) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書（開札手続終了後、入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）
- (9) 上記「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に規定する要件を満たさないことが明らかであると認められる者がした入札に係る入札書（開札手続終了後、入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）
- (10) 代理人による入札をした者による入札書

6 入札の失格について

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 同一の入札において2以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書により入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書により入札をした者
- (4) 入札書のあて先、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、建設業許可番号、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書により入札をした者
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書により入札をした者
- (6) 工事費内訳書を提出しない者
- (7) 工事費内訳書において意思表示が不明瞭な入札をした者
- (8) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (9) 上記「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に規定する要件を満たさない者
- (10) 最低制限価格未満の価格による入札した者
- (11) 指定された期限までに技術資料を提出しなかった者
- (12) 虚偽の技術資料を提出した者
- (13) 代理人による入札をした者
- (14) 入札公告において指示した事項に反して入札をした者

7 入札結果の公表に関する事項

- (1) 公表予定日 開札日の翌々日（入札参加資格要件審査後）
- (2) 公表方法 和歌山県土地開発公社のホームページに掲載する。

8 開札の方法

- (1) 受領した入札書は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しない。
- (2) 入札執行者は、開札予定時刻になったことを確認した後、入札者の面前において開札を行うものとする。
- (3) 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。
- (5) 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を発表する。
- (6) 入札執行者は、基準額の発表を行い、ランダム係数の決定後、ランダム係数及び最低制限価格の発表を行う。
- (7) 入札執行者は、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）から順に入札参加資格要件の審査を行う旨を宣言し、開札手続を終了するものとする。

- (8) 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書について上記「5 入札の不成立」に規定する事由の有無を審査し、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。

ただし、入札成立後であっても、開札日において当該入札を不成立とすべき事由があったことを認めた場合は、当該入札を成立とした判断を取り消すことがある。

9 落札者決定のための入札参加資格要件審査

- (1) 最低価格入札者に、電話により技術資料の提出を指示するものとする。
- (2) 最低価格入札者は、提出を指示された日の翌日までに技術資料を提出しなければならない。
- (3) 最低価格入札者が2者以上ある場合は、当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は土地開発公社が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- (4) 一度提出された資料の書替え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、必要なときは、より詳細な資料の提出を求めることがある。
- (5) 技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料の提出を指示し、落札者が決定できるまで順次審査するものとする。

10 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者を落札者とする。

11 落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定

- (1) 落札者を決定したときは、当該落札者にFAX又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
- (2) 落札候補者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して文書で通知をするものとする。

12 その他留意事項

- (1) 事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。
- (2) 入札書、技術資料等の作成及び提出に関する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。
- (3) 入札参加者が提出した技術資料は、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。
- (4) 契約後、請負代金の送金手数料は請負者の負担とします。